

議案第五号

港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について

令和七年一月二十七日

港区教育委員会

令和7年1月27日
教育委員会議案資料 No. 4

港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について

審議内容

港区立みなと科学館の魅力を広く伝えるため、プラネタリウムの一般投影を観覧できる招待券を発行します。

1 発行理由

みなと科学館をより多くの方に知っていただき来館を促すことで、みなと科学館の魅力を広く伝えることができるよう、港区立みなと科学館条例第12条及び港区立みなと科学館条例施行規則第4条第1項第4号に基づき、プラネタリウムの一般投影を無料で観覧できる招待券を発行します。

2 発行枚数

3,000枚を上限

3 配布先

企画展等協力事業者、取材対応、区内イベント等

4 有効期間

有効期間については、招待券配布時における適切な有効期間の確保のため、以下の2つの期間を設定します。

ア 令和7年4月1日～令和8年3月31日

イ 令和7年10月1日～令和8年9月30日

港区立みなと科学館条例(抄)

(使用料の減免)

第十二条 委員会は、港区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

港区立みなと科学館条例施行規則(抄)

(個人使用料の減免)

第四条 条例第十二条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者が利用する場合は、それぞれ当該各号の定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 一 区内に在住する六十五歳以上の者 免除
- 二 区内に住所を有する障害者で委員会が別に定めるもの 免除
- 三 前号に規定する者の介護者(委員会が特に必要と認める場合を除き、一人に限る。) 免除
- 四 その他委員会が特に必要と認める者 減額又は免除